

# 厚生労働大臣と日本年金機構理事長との間で締結する基本協定について

- 厚生労働省と日本年金機構が、協議会などの場を通じて密接に連携するとともに、機構が国民や国会に対する説明責任を果たすことを明確化するために、厚生労働大臣と日本年金機構理事長との間で、基本となる協定を締結する。

厚生労働大臣

基本協定

日本年金機構理事長

- ・厚生労働省と機構の密接な連携
- ・厚生労働省による機構業務等のバックアップ
- ・日本年金機構理事長の主体性の尊重
- ・厚生労働省と機構との協議の場の設置
- ・機構による国会等への説明責任の発揮

※ 基本協定の枠組みの中で、実務者同士により、厚生労働省と日本年金機構の間の業務が円滑に進むようにするための細則を定める。

年金局長

日本年金機構理事長

- ・委託業務等実施協定書  
→ 両者の責任関係の明確化、厚労省による業務実施基準の明確化
- ・システム開発等に関する協定書